

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ホ ッ ト リ ン ク
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 内 山 幸 樹
 (コード番号：3680 東証マザーズ)
 問 合 せ 先 財 務 経 理 部 長 村 山 滋 彦
 (TEL. 03-6261-6931)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月25日開催の取締役会において、2022年3月28日開催予定の当社第23回定時株主総会に、定款変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件（場所の定めのない株主総会を可能とする変更）

(1) 提案の目的

当社は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図ることで、株主様の利益を確保するため、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催することができるよう、定款変更を行うものであります。

なお、本議案に基づく定款変更の効力は、2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」に基づき、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第3章 株主総会 (招集の時期) 第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (新設)	第3章 株主総会 (招集の時期) 第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。 附則 (株主総会の招集に関する経過措置) 第1条 第14条第2項の変更は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本附則第1条は、効力発生日経過後にこれを削除する。
(新設)	

2. 定款一部変更の件（株主総会資料の電子提供制度の導入）

(1) 提案の目的

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則 (株主総会参考書類等の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 <u>変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供）の削除および変更後第18条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則第2条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>